

違反対象物の公表制度

平成30年4月1日運用開始



消防法令違反の建物を

ホームページに公表します！

● 公表制度とは

市民のみなさんが建物の危険性に関する情報を入手し、利用について判断ができるよう、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。



● 公表制度の対象となる建物

飲食店・デパート・ホテル・病院・社会福祉施設など不特定多数の方が利用する建物です。

● 公表制度の対象となる違反

建物に義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備）が設置されていない違反です。



● 公表する内容・公表の方法

建物の名称・所在地・違反の内容を長門市消防本部のホームページに掲載します。

【建物関係者の方へ】

管理・所有する建物の増改築や用途変更を行う場合、建物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が必要となる場合がありますので、事前に消防本部予防課へご相談ください。

<お問い合わせ先>

長門市消防本部 予防課調査指導係

TEL 0837-22-5297